

# 研修参加の対象者について

福井県児童館連絡協議会

原則、児童厚生二級指導員の資格認定（一般財団法人児童健全育成推進財団が定める資格認定制度）を受けていない方で、以下の対象に該当する場合、当協議会が主催する児童厚生二級指導員研修会に参加が可能です。

## （１）研修の対象者

### ①児童館職員

○児童館(児童福祉法に規定する児童厚生施設)に勤務する現任職員

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく児童の遊びを指導する者(児童厚生員)
- ・施設長等

### ②放課後児童支援員

○放課後児童クラブ(児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業)に勤務する現任職員であって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく都道府県知事又は指定都市・中核市の長が行う研修を修了した放課後児童支援員

※研修申し込み時に、放課後児童支援員認定資格研修修了証の番号、修了日、実施都道府県（または指定都市・中核市）等の記載が必要となります。

## （２）研修の対象外となる場合

以下のいずれかに当てはまる場合は、本研修会の参加対象外となります。

- ① 児童福祉法に規定された児童館、放課後児童クラブ以外の施設・事業所に勤務する場合
- ② 学生アルバイトまたはボランティア（有償含む）に従事する場合
- ③ 週3日未満または月12日未満勤務、長期学休期間や産前産後休暇・育児休業期間の代替職員等として短期的に勤務する場合（目安として年間1000時間未満）
- ④ その他、本研修の目的・趣旨に合致しない場合

### その他注意事項

- ・各市町および社協の担当課、施設長等は、受講予定者が対象であるか、申し込み前にご確認をお願いします。
- ・資格申請をされる場合も、上記同様の取り扱いとなります。